

平成27年度 部局長マネジメント方針

人権文化部長 おおはら としや
大原 俊也



仕事に対する基本姿勢

人権文化部は、「人間尊重に根ざしたまちづくり」と「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」に取り組んでいる部です。

「人間尊重に根ざしたまちづくり」では、差別は許されないものであるという認識のもと、すべての人が人間としての尊厳を侵されることなく、誇りと希望をもって心豊かに生活できるまちづくりをめざして、人権文化部の施策に限らず、本市の施策が人権に配慮した総合的な取り組みとなるように、全部局と連携していきたいと考えています。

「魅力と誇りある文化芸術のまちづくり」では、市民の皆さまが、生活にゆとりやうるおいを感じられるように、文化芸術を享受し、文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造することができる取り組みを進めるとともに、「文化のまち東大阪市」の市内外へのPRにも取り組んでいきたいと考えています。

平成26年度の振り返り

文化施策の推進については、「文化のまち東大阪市」を発信するポスターの掲示範囲の駅を拡大するとともに、ポスター展を巡回開催するなど、本市の魅力発信に努めました。また、「東大阪 東西狂言会」や「クラシックコンサート・イン・東大阪」など市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会の提供を行うとともに、市民美術センターで年3回の「特別展」を開催したほか、2回目を迎えたナイトミュージアム事業では、前年度を大幅に上回る来館者を集めるなど文化芸術活動の拠点として活用を図りました。

多文化共生社会をめざした取り組みとしては、国際情報プラザでの多言語による行政情報等の提供、通訳・翻訳などを引き続き行いながら、8月には市民の方に様々な国の文化にふれていただくとともに日本の文化を外国の方にも理解してもらう双方向の視点を取り入れた多文化理解講座を実施しました。

社会のあらゆる分野における男女共同参画を進めるため、本市では、情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行いました。男女共同参画審議会では、第3次東大阪市男女共同参

画推進計画の改定に向けての審議が行われ、「第3次東大阪市男女共同参画推進計画『東大阪みらい 翔プラン』改定に係る意見書」が市長に提出されました。

「人権尊重のまちづくり」を推進すべく、5月の憲法週間、12月の人権週間には、駅頭・店頭での街頭啓発活動、幅広い世代をターゲットにした講演会等を実施しました。なお、7月は「東大阪市人権尊重のまちづくり強化月間」と定め、毎年様々なテーマで、誰もが気軽に参加できるイベントを開催し、多くの市民の皆様に情報発信、学習機会を提供し、啓発を進めてまいりました。また、拉致問題については、新潟産業大学経済学部准教授 蓮池 薫さんの講演により、多くの方々に関心と認識を深めていただけたものと考えております。

平成27年度に取り組む重点課題

1 人権が尊重されるまちづくりの推進

- ・インターネットの普及、価値観の多様化などの社会情勢の変化に伴う、人権課題の複雑化、多様化に対応するため、市民に関心を向けてもらうような人権啓発事業を行います。
- ・人権課題に関する情報発信や学習機会を提供し、市民一人ひとりが「気づきから行動へつながる」ような啓発を進めていきます。
- ・世界各地で紛争、テロなどが多発する国際情勢のなか、市民一人ひとりが協力し、平和な社会をつくっていくために、戦争体験のない世代にも平和の認識を深めやすい平和事業を企画実施していきます。
- ・拉致問題についても、市民の関心と認識を深めていく取り組みを継続していきます。

2 第3次東大阪市男女共同参画推進計画の推進

- ・情報紙「HOW」の全戸配布をはじめ、女性、男性ともに興味を持って参加していただける講座やイベントの開催など様々な取り組みを行います。
- ・男女共同参画センターでは、7月より開館時間の延長や休館日の変更を行い、市民の方のさらなる利便性向上を図るとともに、男女共同参画の活動拠点としての機能を充実していきます。
- ・男女共同参画審議会から提出された意見書をふまえ、第3次東大阪市男女共同参画推進計画の改定を行い、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

3 文化芸術振興条例に基づく施策の推進

- ・「文化のまち東大阪市」としての発信にいっそう努めていきます。
- ・市民の誰もが身近に質の高い文化芸術にふれることのできる機会を継続的に提供していきます。
- ・市民美術センターについては、多様な趣向を凝らした企画を実施し、本市の文化芸術活

動の拠点として、文化芸術の振興、活性化につなげていきます。

4 多文化共生社会の推進

本市には、約60カ国の多様な国籍をもつ外国人住民が生活されておること、2019年ラグビーワールドカップにおいて花園ラグビー場が試合会場となり、海外からの観光客の増加も見込まれることも踏まえ、一人ひとりが国籍や文化の違いを認め合い、互いの人権を尊重しながら生活できる多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

- ・国際情報プラザでの英語、韓国・朝鮮語、中国語を話せる専門職員による多言語による行政情報等の提供、通訳・翻訳などを引き続き行います。
- ・外国の方に日本の文化を理解してもらうとともに、市民の方に様々な国の文化にふれていただく双方向の視点を取り入れた多文化理解講座等の事業を継続的に展開します。